

平成25年9月10日

「教育資金口座」の取扱開始について

笠岡信用組合では、「教育資金口座」の取扱いを開始しました。

本商品は、祖父母さま等の直系尊属の方からお孫さま等へ教育資金を一括贈与した場合に、税制上の優遇措置として、お孫さま等1人につき1,500万円(学校等以外への支払いについては500万円)までの贈与税が非課税となる措置(「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」)に対応した普通預金口座です。

○ご利用いただける方

直系尊属(祖父母、父母等)の方から教育資金の贈与を受ける30歳未満のお客さま

○取扱期間

平成27年12月30日(水)まで

○口座開設方法

当組合本支店の窓口でお申込みいただけます。

※教育資金管理契約を別途締結させていただきます。

○お預入れ金額

1,500万円以内(1円単位)

○お引出し方法

口座開設店の窓口でのみお引出しいただけます。非課税措置を受けるためには、教育資金の支払いに充当したことを証明する領収書等(原本)の提出が必要になります。

※領収書等の提出がない場合は、贈与税の課税対象となります。

○本口座の解約について

以下のいずれかの早い日に本口座のご利用は終了となり、ご解約いただきます。

①贈与を受けた方が30歳に到達された場合

②贈与を受けた方が亡くなられた場合

③お預入金額残高がなくなり贈与を受けた方から口座解約の申出があった場合

○手数料

無料

○口座開設時必要なもの

①受贈者の本人確認資料、②ご印鑑、③戸籍謄本等(原本)

④贈与契約書(原本)、⑤教育資金非課税申告書 等

※詳細につきましては、当組合本支店の窓口にお問合せ下さい。

笠岡信用組合